平成２８年（フ）第１４３号
滋賀県彦根市小泉町325番地（106号）
債務者　夏川　美保
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２１６号
高知市瀬戸南町１丁目13番88号　ハイムレーベンＢ101
債務者　西川　浩司
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３４５号
熊本市南区南高江７丁目10番14号
債務者　髙塩　良子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４４０号
北海道千歳市梅ケ丘２丁目１番14号　プラムハイツ201号
債務者　山内　栄治
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４５６号
札幌市豊平区平岸４条６丁目３番23―206号
債務者　熊谷　憲二
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４６３号
札幌市清田区里塚２条４丁目７番16号　タウンハウスシャンパリーノ５号
債務者　尾崎　裕子（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４８７号
札幌市清田区平岡２条４丁目３番22―802号
債務者　奥山　雅之
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５５１号
札幌市白石区本郷通８丁目北３番１号　テレパレス本郷Ⅳ―443号
債務者　渡辺　佳子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５９６号
札幌市北区新川２条10丁目１番36号　正木マンション208号
債務者　加藤　令子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６２５号
北海道北広島市白樺町１丁目１番地２　Ｃ２―30
債務者　齋藤　政二
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６５７号
札幌市北区麻生町６丁目９番10―402号
債務者　鈴木　克巳
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６６４号
札幌市北区篠路町上篠路74番地18
債務者　古川　公輝
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６６９号
札幌市東区北34条東17丁目１番26―402号
債務者　福田　妙紀
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４８号
群馬県前橋市滝窪町1015番地４
債務者　関口塗装こと　関口　幸樹
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４９号
群馬県前橋市若宮町２丁目12番１―Ｂ―303号
債務者　千明　利行
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５７号
群馬県伊勢崎市長沼町1866番地２
債務者　鳴瀬　勝隆
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８２０号
大津市下阪本２丁目18番15号　フレグランスやはぎ103、申立時の住所京都市伏見区醍醐構口町25番地12
債務者　桐山由美子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係